



企業、駐在員事務所の年次労働関連の報告義務

| 報告書の種類 | 行政処分 |
|---|--|
| 1. 労働者数に関する変化の状況 | |
| 提出期限： <ul style="list-style-type: none"> 上半期の報告：6月5日まで 年次報告：12月5日まで | 報告しない雇用者に対し、1,000万～2,000万ドンの罰金を科す。 (政令 No. 12/2022/ND-CP 第8条2項cおよび第6条3項b) |
| 2. 外国人労働者の使用状況 | |
| 提出期限： <ul style="list-style-type: none"> 上半期の報告：7月5日まで 年次報告：翌年の1月5日まで | 期限までに報告しない、または事実と異なる報告をした雇用者に対し、200万～600万ドンの罰金を科す。 (政令 No. 12/2022/ND-CP 第32条1項aおよび第6条3項b) |
| 3. 労働安全・労働衛生の状況 | |
| 提出期限： <ul style="list-style-type: none"> 年次報告、翌年1月10日まで | 期限までに報告を行わない、または不完全、事実と異なる報告をした雇用者に対し、200万～600万ドンの罰金を科す (政令 No. 12/2022/ND-CP 第20条2項および第6条3項b) |
| 4. 労働災害の統計・報告 | |
| 提出期限 <ul style="list-style-type: none"> 上半期の報告：7月5日まで 年次報告：翌年1月10日まで | 期限までに報告を行わない、または不完全、事実と異なる報告をした雇用者に対し、1,000万～2,000万ドンの罰金を科す (政令 No. 12/2022/ND-CP 第20条3項および第6条3項b) |
| 5. 失業保険の加入状況 | |
| 提出期限 <ul style="list-style-type: none"> 年次報告：翌年1月15日まで | 正確、完全およびタイムリーな情報を提供しない雇用者に対し、1,000万～2,000万ドンの罰金を科す (政令 No. 12/2022/ND-CP 第39条4項および第6条3項b) |
| 6. 労働者数の変更状況 | |
| 提出期限 <ul style="list-style-type: none"> 労働者数に変更がある月の3日まで | 法規に基づき労働者数の変更がある際、所在地における職業紹介センターに報告しない雇用者に対し、400万～800万ドンの罰金を科す。 (政令 No. 12/2022/ND-CP 第41条3項および第6条3項b) |
| 7. 事業活動を開始した日からの労働者の使用 | |
| 提出期限 <ul style="list-style-type: none"> 設立日より30日以内 | 事業活動を開始した日からの労働者の使用のお知らせを提供しない雇用者に対し、300万～600万ドンの罰金を科す (政令 No. 12/2022/ND-CP 第8条1項aおよび第6条3項b) |
| 8. 外国の組織、個人に業務するベトナム人労働者の採用状況 | |
| 提出期限 <ul style="list-style-type: none"> 年次報告：12月15日まで 突然要求がある | 報告書を提出しない雇用者に対し、300万～600万ドンの罰金を科す (政令 No. 12/2022/ND-CP 第8条1項aおよび第6条3項b) |

以上

HA NOI HEAD OFFICE

8F, Vinafor Building, 127 Lo Duc,
 Hai Ba Trung, Hanoi
 Tel: +(84)24 – 39 765 761
 Fax: +(84)24 – 39 765 762

YOKOHAMA BRANCH

12F, Yokohama Blue-Avenue, 4-
 4-2 Minatomirai, Nishi-Ku,
 Yokohama-Shi, Kanagawa-Ken,
 Japan

DANANG OFFICE

Zone G, 5F, Danang Software Park, 02
 Quang Trung, Hai Chau Dist., Danang
 Tel: +(84)236 – 3 898 325
 Fax: +(84)236 – 3 898 326

HO CHI MINH OFFICE

I-share Business Center, 8F, Loyal
 Building, 151 Vo Thi Sau, ward 6,
 Dist 3, Ho Chi Minh City
 Tel: +(84)28 - 71 088 468